

第30回青森県民駅伝競走大会 ゆかりの選手・交流選手について

○ 「ゆかりの選手・交流選手」活用の大まかな流れ

- ① 選考会を開催している市町村担当者が、選考会の参加者に対し、当該市町村の選手に選ばれなかった場合に、「ゆかりの選手・交流選手」として他市町村から出場することについて、意思を確認。
- ② 選考会終了後、「ゆかりの選手・交流選手」として出場可能な候補者名簿を作成し、事務局へ提出。事務局で候補者名簿一覧を作成し、選手確保に苦慮している市町村（以下、「市町村」という。※市町村は事前に「ゆかりの選手・交流選手」について申請。）へ配布。
- ③ 市町村は、候補者名簿一覧から、希望する候補者を記入した指名表を事務局へ提出。
- ④ 事務局は、市町村から提出された指名表を確認（希望する選手が重複した場合は、事務局で振り分け）し、市町村へ候補者を提示。市町村は、その連絡を受け、候補者の確認等を行い、選手名簿を事務局へ提出。

○ 「ゆかりの選手・交流選手」の規定

1 該当市町村について

カテゴリー問わず、選手確保に苦慮している市町村に限り、ゆかりの選手及び交流選手を活用したチーム編成を認める。人数は、ゆかりの選手及び交流選手合わせて2名（カテゴリー、男女不問）以内とする。

2 ゆかりの選手の詳細について

（1）ゆかりの選手の資格（①～②全て満たす者とする）

- ① 令和4年4月1日現在、青森県内に在住している者。
- ② 該当する市町村から出場依頼を受けていない者。

（2）ゆかりの選手の出場要件

- ① 両親の出身地の市町村（卒業小・中学校の所在地。父方、母方は問わない）
- ② 祖父母が居住している市町村（父方、母方は問わない）

3 交流選手の詳細について

（1）交流選手の資格（①～③全て満たす者とする）

- ① 令和4年4月1日現在、青森県内に在住している者。
- ② 該当する市町村から出場依頼を受けていない者。
- ③ 居住地域（県民局管内）内のいずれかの市町村であっても出場する意思のある者。

【参考】居住地の地域（県民局管内）の一覧

東青	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村
中南	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、西目屋村、田舎館村
三八	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
西北	五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、板柳町、中泊町、鶴田町
上北	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、おいらせ町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
下北	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

4 ゆかりの選手・交流選手の募集の手続き

(1) ゆかりの選手・交流選手候補者表の提出

- ① 2(1)または3(1)の資格を満たし、ゆかりの選手・交流選手として出場を希望する者（以下、「候補者」という。なお、候補者については、本人からの申し出及び市町村からの働きかけにより募集することとする。）がいる市町村担当者は「ゆかりの選手・交流選手候補者表」（様式6）を作成後、令和4年7月25日（月）までに選手名簿（様式1）提出と併せて事務局へ郵送及びメールにて提出すること。
- ② 候補者については、事務局による審査の上、「ゆかりの選手・交流選手候補者一覧」に登録する。

5 ゆかりの選手・交流選手の活用手続き

(1) ゆかりの選手・交流選手申請書の提出

- ① ゆかりの選手・交流選手の活用を希望する市町村は、令和4年6月30日（木）までに「ゆかりの選手・交流選手申請書」（様式7）を事務局へメールにて提出すること。
- ② 申請書を提出した市町村については、事務局による審査の上、可否について決定する。
- ③ ①の期間以降に適用の必要が生じた場合は、令和4年7月25日（月）まで随時申請を受け付ける。

(2) ゆかりの選手・交流選手指名表の提出

- ① 申請が認められた市町村は、令和4年7月25日（月）以降に事務局より送付された「ゆかりの選手・交流選手候補者一覧」から希望する選手を選び、令和4年8月1日（月）正午までに「ゆかりの選手・交流選手指名表」（様式8）を事務局へメールにて提出すること。

(3) ゆかりの選手・交流選手出場登録届の提出

- ① 選手が確定した市町村は、令和4年8月5日（金）正午までに選手名簿（様式1）、「ゆかりの選手・交流選手出場登録届」（様式9）を併せて事務局へ郵送及びメールにて提出すること。

- ② 選手が小学生・中学生・高校生の場合、令和4年8月23日（火）までに「児童生徒参加同意書及び承諾書」（様式4）を郵送または持参にて提出すること。

6 ゆかりの選手・交流選手の決定について

（1）ゆかりの選手・交流選手の決定方法

- ① ゆかりの選手・交流選手の活用が認められた市町村による指名とする。
- ② ゆかりの選手・交流選手の指名が重複した場合、前回大会の総合順位が下位の市町村を優先とする。
- ※ ゆかりの選手・交流選手候補者の人数により、選手の起用ができないことがある。
- ③ 選手の決定については、事務局より関係市町村に対し、別途連絡する。

7 ゆかりの選手・交流選手の起用について

ゆかりの選手・交流選手が決定した市町村は、当該選手が大会当日までにやむを得ない理由（病気・怪我等）により出場できない場合を除き、当該選手を必ず正選手として起用すること。

※ 各書類の提出先

〒030-8540 青森市長島一丁目1番1号
青森県教育庁スポーツ健康課スポーツ振興グループ
柿崎 繁信 宛
E-mail : shigenobu_kakizkai@pref.aomori.lg.jp